# 付節1　平成16年度　山口大学構内遺跡調査要項

## 山口大学学術情報機構規則

改正　平成16年4月1日規則第139号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学学則（平成16年規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の学術情報及び情報基盤を総合的に整備する山口大学学術情報機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 機構は、次の施設をもって組織する。

(1)図書館

(2)メディア基盤センター

(3)埋蔵文化財資料館

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

（業務）

第3条 機構は、次の業務を行う。

(1)学術情報及び情報基盤の戦略的整備計画の策定に関すること。

(2)学術情報及び情報基盤の整備の施策及び実施に関すること。

(3)情報セキュリティの施策及び実施に関すること。

(4)その他機構が必要と認めた事項に関すること。

2 前項の業務を行うため、機構は、各学部、各研究科、全学教育研究施設及び事務組織と相互に連携を図るものとする。

（運営委員会）

第4条 機構に、機構の管理及び運営に関する事項を審議するため、山口大学学術情報機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（情報セキュリティ委員会）

第5条 機構に、情報セキュリティに関する事項を審議するため、国立大学法人山口大学情報セキュリティ委員会（以下「情報セキュリティ委員会」という。）を置く。

2 情報セキュリティ委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（情報基盤整備委員会）

第6条 機構に、情報基盤の整備に関する事項を審議するため、国立大学法人山口大学情報基盤整備委員会（以下「情報基盤整備委員会」という。）を置く。

2 情報基盤整備委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（機構長）

第7条 機構に機構長を置き、学術情報担当副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

（副機構長）

第8条 機構に副機構長2名を置き、本法人の専任教授のうちから機構長が指名した者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐する。

3 副機構長の担当は、機構長が定める。

4 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、機構長である副学長の任期の終期を超えることはできない。

5 副機構長に欠員が生じた場合の後任の副機構長の任期は、前任者の残任期間とする

（専任大学教育職員）

第9条 機構に、専任大学教育職員を置く。

2 専任大学教育職員の選考は、運営委員会の議に基づき、学長が行う。

3 専任大学教育職員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第10条 機構に関する事務は、総務部総務課事務情報化推進室、学術研究部研究協力課及び学務部学務課の協力を得て、学術情報部において処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 山口大学学術情報機構運営委員会規則

改正　平成16年4月1日規則第140号

（趣旨）

第1条 この規則は、山口大学学術情報機構規則（平成15年規則第11号）第4第2項の規定に基づき、山口大学学術情報機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条　運営委員会は、山口大学学術情報機構（以下「機構」という。）に関し、次の事項について審議する。

(1)管理及び運営に関する事項

(2)活動方針に関する事項

(3)予算に関する事項

(4)大学教育職員の人事に関する事項

(5)その他機構の管理及び運営に関し必要な事項

（組織）

第3条　運営委員会は、次の委員をもって組織する。

(1)機構長

(2)副機構長

(3)埋蔵文化財資料館長

(4)各学部副学部長

(5)医学部附属病院医療情報部長

(6)機構の専任教授

(7)機構長が指名した者若干名

(8)事務局長

(9)学術情報部長

2　前項第8号及び第9号の委員は、前条第4号の事項の審議には加わらないものとする。

（委員の任期）

第4条　前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条　運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3　委員長に事故あるときは、あらかじめ機構長が指名した副機構長がその職務を代行する。

（議事）

第6条　運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条　運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

（専門委員会等）

第8条　運営委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2　専門委員会等に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（事務）

第9条　運営委員会の事務は、学術情報部学術情報課において処理する。

（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 山口大学埋蔵文化財資料館規則

平成16年4月1日規則第148号

（趣旨）

第1条　この規則は、山口大学学術情報規則（平成16年規則第139号）第2条第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館（以下「資料館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条　資料館は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）に所在する遺跡の埋蔵文化財の発掘調査及び研究を行い、出土品を収蔵・公開することを目的とする。

（業務）

第3条　資料館は、次の業務を行う。

(1)本法人構内等から出土した埋蔵文化財の収蔵・展示及び調査研究

(2)本法人構内における埋蔵文化財の発掘調査及び報告書の刊行

(3)その他埋蔵文化財に関する必要な業務

（職員）

第4条　資料館に、次の職員を置く。

(1)館長

(2)副館長

(3)資料館所属の専任大学教育職員

(4)その他必要な職員

2　埋蔵文化財に関する特別な分野の調査研究を行うため、資料館に特別調査員若干名を置くことができる。

3　特別調査員は、専門委員会の議に基づき、館長が委嘱する。

（館長）

第5条　館長は、学術情報機構長をもって充てる。

2 館長は、資料館の業務を掌理する。

（副館長）

第6条 副館長の選考は、国立大学法人山口大学の専任教授のうちから山口大学学術情報機構運営委員会の議に基づき、学長が行う。

2 副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副館長に欠員が生じた場合の後任の副館長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副館長は、館長を補佐し、日常的な業務の執行及びこれに必要な意思決定に関し、館長を助けるものとする。

（事務）

第7条 資料館に関する事務は、学術情報部において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、資料館に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間、館長は、この規則施行の日の前日に法人化される前の館長であった者をもって充てる。

## 山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会内規

（趣旨）

第1条 この規則は、山口大学学術情報機構運営委員会（平成16年規則第140号）第8条第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 専門委員会は、山口大学埋蔵文化財資料館（以下「資料館」という。）に関し、次の事項について審議する。

(1)管理及び運営に関する事項

(2)整備充実に関する事項

(3)予算に関する事項

(4)その他資料館に関し必要な事項

（組織）

第3条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

(1)館長

(2)副館長

(3)資料館所属の専任大学教育職員

(4)考古学担当の国立大学法人山口大学専任の大学教育職員

(5)メディア基盤センター所属の専任大学教育職員のうち館長が指名した者1名

(6) 施設部長

(7) 学術情報部学術情報課長

(8) 発掘調査地に関連のある部局の事務部の長

（任期）

第4条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が　生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 専門委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときには、副館長がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第6条 専門委員会が必要と認めたときは、専門委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

（部会等）

第7条 専門委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

（事務）

第8条 専門委員会の事務は、学術情報部学術情報課において処理する。

（雑則）

第9条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 平成16年度　山口大学埋蔵文化財資料館専門委員会

委員長　中村　友博（埋蔵文化財資料館長・人文学部教授）

委員　村田　裕一（人文学部講師）

板野　剛（施設部長）

田畑　直彦（埋蔵文化財資料館助手）

王　躍（メディア基盤センター講師）

古賀　幸成（学術情報課長）

横山　成己（埋蔵文化財資料館助手）